

# アベサンショウウオ保護増殖事業計画

平成 27 年 4 月 21 日

国土交通省

環 境 省

# アベサンショウウオ保護増殖事業計画

国土交通省  
環境省

## 第1 事業の目標

アベサンショウウオは、丹後半島を中心とする京都府、兵庫県の日本海側及び石川県のごく一部や福井県に分布する両生類である。確認されている生息地は少なく、さらに、生息地の破壊や生息環境の悪化により生息地が減少している。各生息地での生息個体数も少ないと考えられており、現存する生息地も容易に消滅する危険性を有している。

本事業は、本種の生息状況等の把握とモニタリングを行い、その結果等を踏まえ、生息環境の改善を図るとともに、生息地への不用意な立入りや密猟の防止対策、外来種等の防除を図ること等により、本種が自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標とする。

## 第2 事業の区域

主として丹後半島を中心とする京都府、兵庫県の日本海側、石川県及び福井県における本種の分布域

## 第3 事業の内容

### 1 生息状況等の把握・モニタリング

本種の保護増殖事業を適切かつ効果的に実施するため、本種の分布、繁殖状況等の生息状況、生息環境等に関する調査を継続的に行うとともに、これらに関する情報の蓄積を行う。その結果、生息状況や生息環境に憂慮すべき変化が見られた場合には、原因解明のための調査の実施等、必要に応じ、本種の保存に資する対策を講じる。

また、本種の生物学的特性の解明、本種を取り巻く生態系の構造の解明、各地域の個体群間の遺伝的な変異や個体群内の遺伝的な多様性の把握等に関する調査研究を進める。

### 2 生息地における生息環境の維持・改善

本種の自然状態での安定した存続のためには、産卵等を行う水域や成体の生息域等本種を取り巻く生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。

特に、各生息地とも、個体群の再生産に係る産卵場所や幼生の生息場所となる水域が小規模な水溜まりや溝であることが多く、周囲の環境の変化により容易に干上がってしまう可能性が高いことから、上記

1の現状把握やモニタリングの結果等を踏まえ、水域の安定的な維持・改善を図るため、流入した土砂により埋塞した水路、あるいは崩壊した水路等の復旧を図る等、生息環境の整備を行う。

また、必要に応じ、産卵等を行う水域の集水域の水文環境を調査し、産卵等を行う水域の確保、拡大に努める。

さらに、本種の生息地及びその周辺地域での土地利用や事業活動の実施に際して、本種の生息に必要な環境条件を確保するための配慮が払われるよう努める。

### 3 生息地における密猟等の防止

密猟や生息地への不用意な立入り等個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある行為を防止するために、生息地における監視等を行う。

### 4 外来種等による影響の防止対策

捕食や殺傷等により本種の大きな脅威となっているアライグマやアメリカザリガニ等の外来種について、生息地への侵入状況及び影響を監視するとともに、生息地及びその周辺地域において、これらの外来種の防除を行う。

また、近年イノシシの個体数の増加にともない、イノシシによる本種の捕食や生息環境の破壊等の事例が増加している。こうした影響を監視するとともに、本種の生息地として重要な場所への侵入防止を図る。

### 5 普及啓発の推進

本種の保護増殖事業を実効あるものとするためには、各種事業活動を行う事業者、関係行政機関及び関係地域の住民を始めとする国民の理解と協力が不可欠である。このため、本種の生息状況及び保護の必要性、保護増殖事業の実施状況等に関する普及啓発を動物園、水族館等とも連携しながら推進し、本種の保護に関する配慮と協力を呼び掛ける。また、関係地域において本種についての理解を深めるための活動を行うこと等により、生息地及びその周辺地域における自主的な保護活動の展開が図られるよう努める。

### 6 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、事業に係る国、関係府県及び関係市町の各行政機関、本種の生態等に関する研究者、本種の生息地及びその周辺地域の住民等の関係者間の連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。